

羽島市不法投棄等防止機材の貸与に関する要綱

羽島市不法投棄等防止機材の貸与に関する要綱（平成29年羽島市告示第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内のごみ集積所における一般廃棄物の不法投棄又は不適正排出（以下「不法投棄等」という。）の防止を図ることを目的として、現に不法投棄等が発生していると認められるごみ集積所の管理者に不法投棄等防止機材（以下「機材」という。）を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ集積所 家庭から出る一般廃棄物の集積を行う場所として市長が適切と認めた場所をいう。
- (2) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第16条の規定に違反して廃棄物を捨てることをいう。
- (3) 不適正排出 法第6条第1項の規定により、市が定めた一般廃棄物処理計画に従わずに廃棄物を排出することをいう。
- (4) 管理者 ごみ集積所を管理する自治会の代表者をいう。
- (5) 機材 不法投棄等を防止するための映像撮影装置、撮影した画像を記録する装置及び電源装置又は映像撮影装置の形状を持つもの（設置のために必要な備品等を含む。）をいう。
- (6) 貸与 羽島市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年羽島市条例第3号）第7条の規定により、無償で機材を貸し付けることをいう。
- (7) 画像データ 機材により撮影、記録された画像を機材に附属する記録媒体に保存したものをいう。

（貸与の台数）

第3条 貸与する機材の台数は、一つの自治会につき1台とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（貸与期間）

第4条 機材を貸与する期間は、3月以内とする。ただし、設置から2月が経過した

時点において不法投棄等が続いており、市長が継続して貸与が必要と認めるときは、1回に限り、貸与期間を3月以内の範囲で延長することができる。

(貸与の申請)

第5条 機材の貸与を受けようとする管理者（以下「申請者」という。）は、貸与を受けようとする日の2週間前（当該日が羽島市の休日を定める条例（平成2年羽島市条例第1号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）の場合は、当該日の前開庁日）までに、羽島市不法投棄等防止機材貸与申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 機材の貸与に関する誓約書（別記第2号様式）
- (2) 設置を予定する場所の所有者等の同意書（別記第3号様式）
- (3) 設置を予定する場所の地図及び写真（映像撮影装置を設置しようとする場合にあっては、設置する場所及び撮影範囲の予定を示した地図及び写真）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、機材の貸与が適当と認めるときは、必要な条件を付して、羽島市不法投棄等防止機材貸与承認通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、機材の貸与が適当と認められないときは、その理由を付して、羽島市不法投棄等防止機材貸与不承認通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(設置)

第7条 機材の設置は、前条第1項の規定により貸与の決定を受けた者（以下「借受者」という。）の立会いのもと市が行うものとする。

2 前項の設置は、申請のあった場所に行うものとする。この場合において、映像撮影装置を設置するときは、申請のあった範囲内のみを撮影するようにしなければならない。

3 借受者は、機材の設置を行うときまでに、機材設置場所周辺の土地又は建物の所有者、占有者及び当該ごみ集積所を利用している自治会構成員に、機材設置に係る周知を行わなければならない。この場合において、映像撮影装置を設置するときは、

撮影範囲内の土地又は建物の所有者、占有者及び当該ごみ集積所を利用している自治会構成員から撮影に関する同意を得なければならない。

(設置等の費用)

第8条 機材の設置及び撤去に要する費用は、無料とする。

(貸与期間の延長)

第9条 借受者は、第4条ただし書の規定により3月を超えて機材の貸与を受けようとするときは、貸与期間満了日の1週間前（当該日が市の休日の場合は、当該日の前開庁日）までに、羽島市不法投棄等防止機材貸与延長申出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 借受者は、前項の規定による申出をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

(管理責任等)

第10条 借受者は、機材及び画像データ（次条第1項の規定による複写した画像データを含む。以下この条及び第12条第1項において同じ。）の管理責任を負うものとし、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) 機材及び画像データを適切に管理すること。
- (2) 機材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 機材に盗難、破損等の事故を発見した場合は、速やかに市に連絡すること。
- (4) 借受者の故意又は重大な過失により機材に盗難、破損等の損害が生じた場合は、その損害について賠償の責を負うこと。機材の管理に際し、他の者に損害を与えた場合も同様とする。
- (5) 機材の設置及び撮影に関して苦情等があるときは、借受者の責任において対応すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、機材の貸与に当たり付された条件、この要綱の規定及び市の指示に従うこと。

2 借受者は、機材及び画像データを適正に管理するため、自治会構成員の中から、機材の操作や画像データの運用等に従事する者（以下「運用担当者」という。）を定めることができる。

3 借受者は、前項の規定により運用担当者を定めたときは、速やかに羽島市不法投棄等防止機材運用担当者届出書（別記第7号様式）に羽島市不法投棄等防止機材運用担当者誓約書（別記第8号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(画像データの複写)

第11条 借受者は、不法投棄等があったと認められる場合又は次条第2項第2号に規定する場合に限り、画像データを借受者又は運用担当者の所有する記録媒体に複写（紙媒体に印刷することを含む。以下「複写した画像データ」という。）することができる。この場合において、借受者は羽島市不法投棄等防止機材画像データ管理簿（別記第9号様式。以下「画像データ管理簿」という。）に必要な事項を記録し、貸与期間終了後1年間保存しなければならない。

2 借受者は、画像データ管理簿の写しを、機材を返却するときまでに市長に提出しなければならない。

(複写した画像データの提供又は閲覧)

第12条 借受者及び運用担当者は、画像データから知り得た情報を第三者に提供してはならない。貸与期間が終了した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、複写した画像データを提供し、又は閲覧させることができる。この場合において、借受者は羽島市不法投棄等防止機材画像データ外部提供管理簿（別記第10号様式。以下「画像データ外部提供管理簿」という。）に必要な事項を記録し、貸与期間終了後1年間保存しなければならない。

(1) 不法投棄等を市、警察又は借受者が選任した弁護士に相談するために、市、警察又は借受者が選任した弁護士に複写した画像データを提供し、又は閲覧させることが必要なとき。

(2) 法令の規定に基づき、捜査機関等から公文書により複写した画像データを提供し、又は閲覧させることを求められたとき。

3 借受者は、画像データ外部提供管理簿の写しを、機材を返却するときまでに市長に提出しなければならない。

(複写した画像データの消去又は廃棄)

第13条 借受者は、複写した画像データを、機材を返却するときまでに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、不法投棄等に関する情報が記録された複写した画像データについて、証拠の保全上又は公益上の必要があるときは、必要な期間保存することができる。

2 借受者は、複写した画像データを前項本文の規定により消去若しくは廃棄したとき、又は同項ただし書の規定による必要な保存期間の経過後に消去若しくは廃棄し

たときは、画像データ管理簿に必要な事項を記録し、羽島市不法投棄等防止機材画像データ消去・廃棄届出書(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(機材の返却)

第14条 借受者は、貸与期間の満了又は不法投棄等の解消等により機材を返却しようとするときは、返却しようとする日の1週間前(当該日が市の休日の場合は、当該日の前開庁日)までに、羽島市不法投棄等防止機材返却申出書(別記第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市は、前項の申出を受理した後、借受者の立会いのもとで画像データを消去し、機材を撤去するものとする。

(貸与の取消し)

第15条 市長は、借受者が第10条から第13条までの規定に違反した場合は、すでに決定した貸与の期間にかかわらず貸与を取り消し、機材の返却を求めることができる。

2 前項の規定により貸与を取り消された借受者は、取り消された日から1年間、機材の貸与を受けることができない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月21日から施行する。